

品名	溶解アセチレン	国連番号	1001
		指針番号	116

該当法規・危険有害性

消 防 法						毒物及び劇物取締法			高圧ガス保安法		火薬類取締法			道 路 法		
類 別						指 定 可 燃 物	品 名 (法別表)	毒 物	劇 物	特 定 毒 物	一 般 高 圧 ガ ス	液 化 石 油 ガ ス	火 薬	爆 薬	火 工 品	施行令 第 19 条の 13 に該当
第 1 類	第 2 類	第 3 類	第 4 類	第 5 類	第 6 類											

特 性	危 険 性			有 害 性			環 境 汚 染 性		性 状			
	禁 水 性	爆 発 性	可 燃 性	有 害 ガ ス 発 生			眼・皮膚に触 れると危険	河川への 流入注意	固 体	液 体	気 体	水 溶 性
				常 温	加 熱 時 火 災 時	水 に 接 触						

事故発生時の応急措置

- ① 車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害にならないような場所に移動し、エンジンを停止し、車止めをする。)
- ② 付近に火気使用の中止を呼びかけ、静電気、火花などによる着火に注意する。
- ③ 事故の発生を大声で告げ、下記事項を消防署及び警察署に通報し、付近の人を風上に避難させる。
- ④ 容器をシート等で覆っている場合は取り除き、ガスが滞留しないようにする。
- ⑤ 風上より災害拡大防止措置(消火、漏れ止め、容器冷却、容器移動等)を行う。災害拡大防止措置が困難な場合は、自らすみやかに避難する。(酸素欠乏に注意すること。)
- ⑥ 下記事項を関係機関(荷主会社、運送会社、地域防災組織等)へも連絡する。

緊急通報

119 (消防署)

110 (警察署)

高速道路の非常電話

[緊急通報例]

- ① いつ ○○時○○分頃
- ② どこで ○○市○○地区(国・県・市)道○○号線○○付近で
- ③ なにが 「アセチレンガス(高圧ガス、可燃性)」が
- ④ どうした 漏れています(漏れて火災になっています)
- ⑤ ケガ人は ケガ人がいます(救急車をお願いします) / ケガ人はいません
- ⑥ 私の名前は ○○運送会社 ○○です

緊急連絡

(特に休日・夜間に確実に連絡がとれる部署の電話番号を記入する)

荷主会社	
住所	
電話	平日・昼間 休日・夜間

運送会社	
住所	
電話	平日・昼間 休日・夜間

品名	溶解アセチレン	国連番号	1001
		指針番号	116

災害拡大防止措置

処理剤

—

特記事項

- ① 容器内充填圧力：15℃で1.5MPa[ゲージ圧力]
- ② 比重：空気より軽く0.908（0℃）（空気を1とする。）
- ③ 色：無色
- ④ におい：わずかにアセトンあるいはジメチルホルムアミドの溶剤の臭いあり。
（但し、アセチレンは無臭）
- ⑤ その他：爆発範囲 2.5～100%（空气中）

漏えいしたとき

- ① 通風を良くしてガスが滞留しないようにする。
- ② 付近に火気使用の中止を呼びかける。周囲の火気又は引火性若しくは発火性の物を取り除く。
- ③ バルブ、継手類及び配管より漏えいした場合、風上より上流側のバルブを閉め、防災工器具を用い継手の増締め等の漏えい防止作業行う。
- ④ 漏れが止まらないときは、着火源を避け通風の良い安全な場所で少量ずつ大気に拡散させる。大量に漏えいしている場合は、周囲の人を退避させる。

周辺火災のとき

- ① 速やかに容器を安全な場所へ移動する。
- ② 移動不可能な場合は、容器の破裂防止のために散水して容器を冷却する。

発火したとき

- ① 近くに着火源がなくガスが滞留しない場所で、風上より消火し、漏えい防止処置を施す。
- ② 容器の温度が高い場合は、発火している容器及び周囲の容器に噴霧散水した後、周辺の容器を安全な場所に移動する。
- ③ （その他の処置方法）
周辺及び漏えい状況等から判断して、消火するとかえって危険性が増すと考えられるとき等は、火災の拡大・類焼を防止するため、周辺に噴霧散水しながら、容器内のガスがなくなるまで燃焼させる。

緊急措置

- ① 火傷の場合
水を用いて患部を冷やし、できるだけ早く医師の手当てを受けさせる。
- ② 酸素欠乏症の場合
すぐに被害者を新鮮な空気のある場所に移動する。呼吸困難な場合には酸素吸入を施す。
できるだけ早く医師の手当てを受けさせる。